(2)　委員会は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

イ　次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。

(イ)　成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項

(ロ)　成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、イに規定する重要事項に関し、調査審議すること。

(二)　資料の提出要求等

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第一六条関係）

(三)　組織（第一七条関係）

(1)　委員会は、委員一〇人以内で組織することとした。

(2)　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。

(3)　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。

(四)　委員等の任命（第一八条関係）

(1)　委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

(2)　専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

(五)　事務局（第二一条関係）

(1)　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこととした。

(2)　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くこととした。

6　地方公共団体の講ずる措置

(一)　市町村の講ずる措置（第二三条関係）

(1)　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

(2)　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとした。

(二)　都道府県の講ずる措置

都道府県は、市町村が講ずる6(一)の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとした。（第二四条関係）

7　施行期日等

(一)　検討

認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、2(一)(3)による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとした。（附則第二条関係）

(二)　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置（附則第三条関係）

(1)　政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けることとした。

(2)　関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、(1)の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとした。

(3)　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理することとした。

(三)　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の廃止

4の成年後見制度利用促進会議及び5の成年後見制度利用促進委員会の廃止について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第五条関係）

(四)　関係法律について所要の改正を行うこととした。

(五)　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、7(二)及び7(三)の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九八号）（法務省）

刑法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四九号）の施行期日は、平成二八年六月一日とすることとした。

◇刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九九号）（法務省）

一　勲章褫奪令等の一部改正関係

刑法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四九号）の施行に伴い、勲章褫奪令等の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第五条関係）

二　更生保護法施行令の一部改正関係

保護観察付一部猶予者についての特別遵守事項の設定等に関する地方更生保護委員会における記録の保存期間を定める等の所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）

三　施行期日

この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年六月一日）から施行することとした。

◇戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（厚生労働省）

1　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の施行に伴い、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令について、都道府県が処理する事務に関する規定を整備することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（警察庁）

1　国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第一二五三号及び第一二五五号を追加することとした。（第一条関係）

2　法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第一二五三号を追加することとした。（第一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。